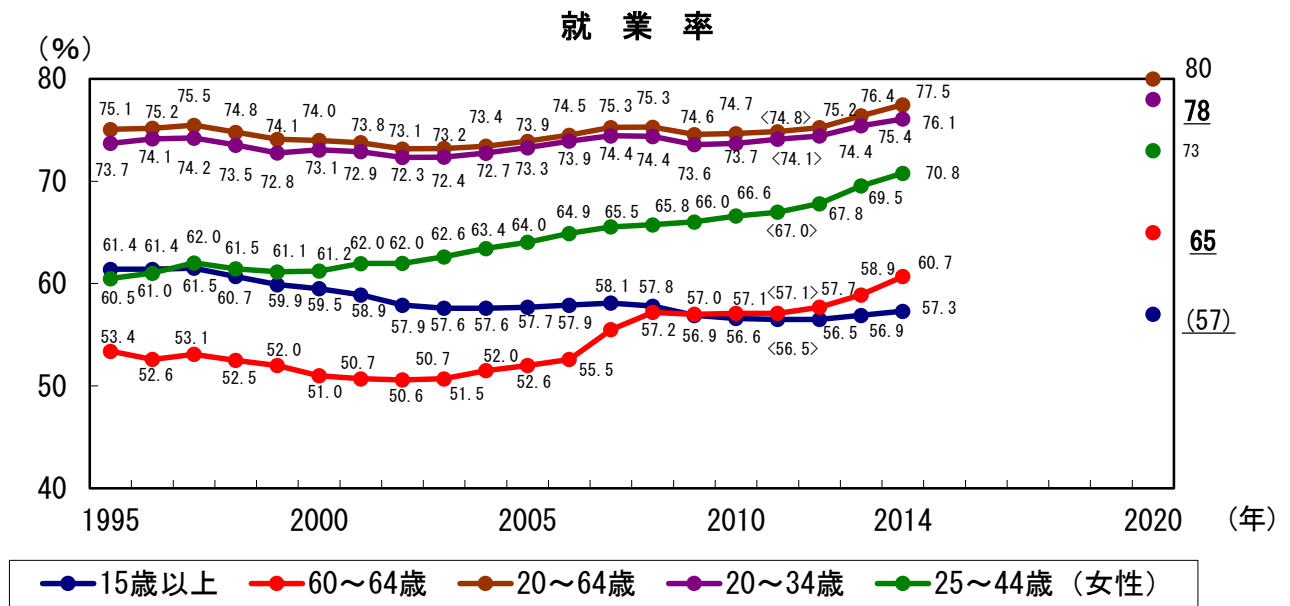


仕事と生活の調和推進のための行動指針（数値目標）の改定（案）について

①就業率

【現 行】		【改定案】	
「就業率」		「就業率」	
20～34 歳	77%	20～34 歳	<u>78%</u>
60～64 歳	63%	60～64 歳	<u>65%</u>

※15 歳以上の就業率は、新たな数値目標を設けない。



(備考)

1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 就業率とは、15 歳以上人口に占める就業者の割合である。
3. 2005 年～2011 年は、2005 年の国勢調査に基づき算出している。
4. 2011 年の数値<>は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

(参考)

改定案の目標値は、2012 年 1 月に発表された新しい人口推計に基づいた雇用政策研究会（2012 年）の就業率の推計値（経済成長と労働参加が適切に進むケース）による。

「日本再生戦略」及び「新成長戦略」の目標に掲げられた就業率の見通し
 （「雇用政策研究会報告書」（2012 年 8 月雇用政策研究会）付属資料第 7 表より抜粋）

(1) 就業率 (単位: %)

性・年齢	年	実績			目標	推計			
		1990年	2000年	2010年	2020年	2020年		2030年	
					日本再生戦略 目標	成長・参加 進まない	成長・参加 進む	成長・参加 進まない	成長・参加 進む
男女計	計	61.9	59.5	56.7	57	54.2	57.4	52.1	58.2
	20～34歳	73.5	73.1	73.8	77	74.8	78.0	75.1	82.2
	20～64歳	75.3	74.0	74.7	80	76.9	80.3	76.4	83.2
	60～64歳	53.4	51.0	57.0	63	57.7	64.6	58.3	70.2
女性	25～44歳	60.5	61.2	66.4	73	69.2	73.4	69.4	78.3

(資料出所) 2010年までの実績値は総務省「労働力調査」(2010年は平成22年(新)基準人口による補間補正值から算出)、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構推計

②在宅型テレワーカーの数

テレワークについては、引き続き推進する。また、テレワークに関する数値目標は、本年目標終期を迎えるため、見直し。

2016年以降の具体的な数値目標の設定については、「世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表」に基づき今年度中に行うこととされているテレワーク人口の実態を的確に把握するための手法等の検討及び新たな KPI の設定・見直し等の検討の状況を踏まえ、今後、改めて、評価部会において議論の上、再度設定することとする。

(参考)

■「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

(3) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現

若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどの IT サービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランスと地域の活性化を実現する。(中略)

これらの取組等により、2020 年には、テレワーク導入企業を 2012 年度比で 3 倍、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の 10%以上にし、また、こうした取組も含めた女性の就業支援等により、第一子出産前後の女性の継続就業率を 55% (2009 年においては 38.0%)、25 歳から 44 歳までの女性の就業率を 73% (2011 年においては 66.8%) まで高める。

【KPI】

- ・テレワーク導入企業数
- ・全労働者数に占める週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合(週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数)

■「世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表」(平成 25 年 6 月 14 日決定、平成 26 年 6 月 24 日改定、平成 27 年 6 月 30 日改定 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

(抜粋)

2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

(3) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現

【短期(2015 年度)】

○テレワークの普及・促進

- ・「創造宣言」における目標及び KPI を達成するため、週 1 日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査・把握する。その際に実態を的確に把握するための手法等必要な検討を行った上で、テレワークの普及状況調査を行う。また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるためにテレワークの導入企業や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及状況について定量的分析を行うとともに、テレワークの定義・分類を踏まえつつ新たな KPI の設定・見直し等についても検討を行う。

【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

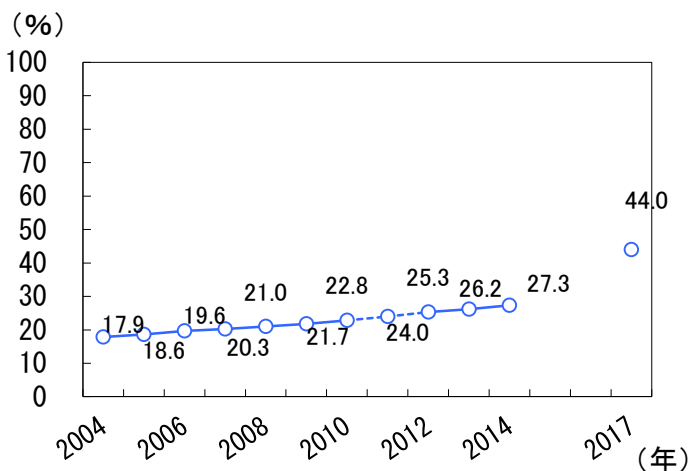
③保育等の子育てサービスを提供している割合

【現 行】 「保育等の子育てサービスを提供している割合」		
保育サービス（3歳未満児）	44%	（2017年度）
放課後児童クラブ（小学1年～3年）	40%	（2017年度）

	平成 26 年実績	目標
保育所サービス(※)（3歳未満児）	86万人 27.3%	44%（2017年度）
放課後児童クラブ（小学1～3年）	82万人 25.3%	40%（2017年度）

※認可保育所のみ

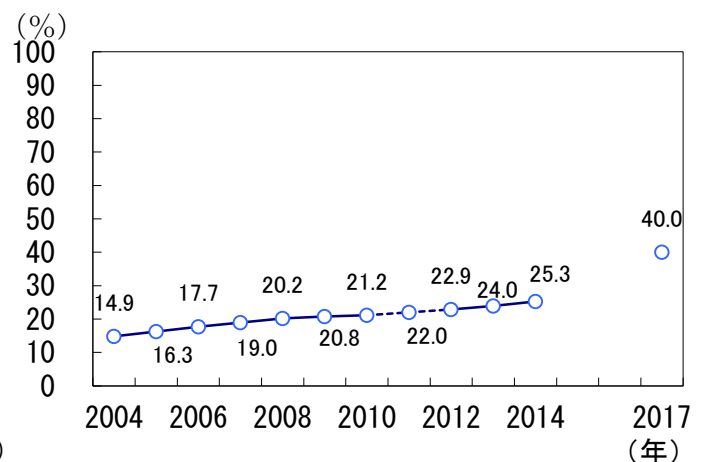
保育サービス利用割合
（3歳未満児の保育所利用児童数の人口比）



(備考)

- 3歳未満人口は総務省「人口推計」、「国勢調査」より作成。保育所利用児童数は厚生労働省「福祉行政報告例」より作成。ただし、2007～2009年は「保育所の状況等について」、2010年以降は「保育所関連状況取りまとめ」より作成。
- 人口は前年10月1日現在、保育所利用児童数は当年4月1日現在の数値。
- 保育所利用児童数の2011年の数値については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の8市町（岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町）を除いている。

放課後児童クラブ利用割合（小学1～3年生の放課後児童クラブ登録児童数の就学児童数に対する割合）



(備考)

- 放課後児童クラブ登録児童数は、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」による各年5月1日現在の数値。2011年の数値は、岩手県及び福島県の12市町村を除いたもの。
- 就学児童数は、文部科学省「学校基本調査」による年度値。数値は毎年5月1日現在。

【改定案】 「保育等の子育てサービスを提供している数」

認可保育所等（3歳未満児） 116万人（2017年度末）
 放課後児童クラブ 122万人（2019年度末）

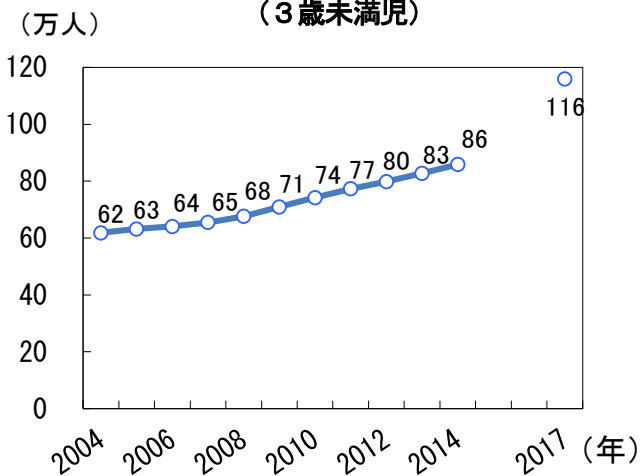
	平成 26 年実績	目標(案)(※2)
認可保育所等(※1)(3歳未満児)	86万人 (認可保育所定員数)	116万人(2017年度末)
放課後児童クラブ	94万人	122万人(2019年度末)

※1 認可保育所等とは、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等をいう。

※2 「子ども・子育て支援法」に基づき策定された「市町村子ども・子育て支援事業計画」（計画期間 2015～2019）により、市町村から利用希望（「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」）のあった人数を積み上げた数値。

(参考) 認可保育所利用児童数

(3歳未満児)

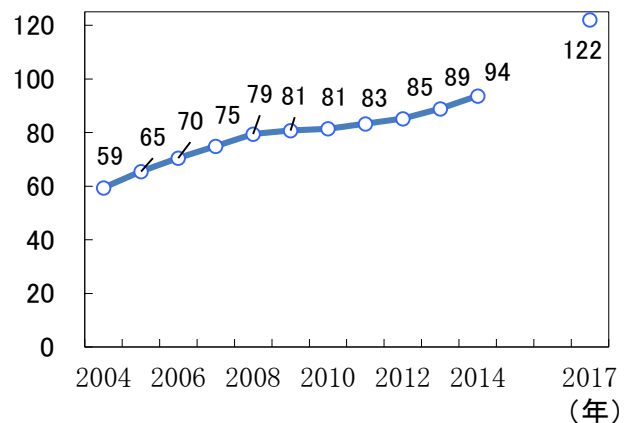


(備考)

1. 保育所利用児童数は厚生労働省「福祉行政報告例」より作成。ただし、2007～2009年は「保育所の状況等について」、2010年以降は「保育所関連状況取りまとめ」より作成。
2. 保育所利用児童数の2011年の数値については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の8市町（岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町）を除いている。

放課後児童クラブ登録児童数

(万人)



(備考)

1. 放課後児童クラブ登録児童数は、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」による各年5月1日現在の数値。2011年の数値は、岩手県及び福島県の12市町村を除いたもの。